

貿易管理	205
1. 2017年度の貿易管理に関する主な動き（総論）	205
2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	205
2. 1. 安全保障分野での輸出管理	205
2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理	208
2. 3. 輸入管理	208
2. 4. 為替管理	208
2. 5. 経済制裁	209
3. 輸出入手続の電子化	210
4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度	210
5. 貿易救済措置等	211
5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード	211
5. 2. 関税割当制度	211

貿易管理

1. 2017年度の貿易管理に関する主な動き（総論）

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として実施するものである。具体的には、(1)「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づく輸出入の審査、(2)経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書を発給・作成するための原産地証明制度の整備・運用、(3)国内外の経済情勢などに合わせた不当廉売関税、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。以下、それぞれについて、2017年度の貿易管理に関する主な動きについて報告する。

(1) 外為法に基づく輸出入の審査

安全保障輸出管理では、国際情勢の変化や国際輸出管理レジームに対応し、制度改正や運用面の見直しを行っている。具体的には、先端的な民生技術の防衛装備利用の増加や、南シナ海における緊張の増大など、我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさのより一層の高まりを背景として、改正外為法が2017年5月17日に成立し、2017年10月1日に施行された。また、2018年1月22日に、国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき、最新のリスト規制が施行された。

また、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題を受け、2016年12月に我が国の独自制裁が強化された。経済産業省においては、2015年3月に期限延長の閣議決定を行った北朝鮮との輸出入全面禁止措置の厳格な実施を行っている。また、2016年11月には国連安全保障理事会にて、安保理決議第2321号が採択され、禁輸措置の対象となる奢侈品が追加された。当該禁輸措置を担保するため、輸出貿易管理令の一部を改正した。

さらに、2013年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略」を受けて武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、2014年4月1日に「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、防衛装備の海外移転に関する審査の手續や基準を明確化した。以降、防衛装備移転三原則に基づく運用の事例を蓄積した。

(2) EPAに基づく原産地証明制度の整備・運用

2016年6月に日本、モンゴルEPAが発効し、我が国においては、14か国・1地域との間におけるEPAが利用可能となった。事業者の利用を促進するため、2016年度に引き続き、EPAに基づく原産地証明制度の普及・啓発を目的とした「経済連携協定利用円滑化促進事業」の2017年度予算措置を講じた。

(3) 不当廉売関税等の貿易救済措置

貿易救済措置については、2016年9月から調査を行っていた中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、2017年12月に確定措置（不当廉売関税の賦課）を発動した。また、2017年3月から調査を行っていた大韓民国・中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手について、2018年3月に確定措置（不当廉売関税の賦課）を発動した。

2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理

2. 1. 安全保障分野での輸出管理

大量破壊兵器及び通常兵器の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、外為法、「外国為替令（外為令）」、「輸出貿易管理令（輸出令）」の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から厳格に実施した。

北朝鮮によるミサイル発射や核実験に加え、東アジア諸国の軍事力の強化等の我が国を巡る安全保障環境の変化をふまえると、輸出企業の適正な事業活動を確保しつつ、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理が求められる。

これらを背景として、2017年の第193回通常国会では、第一に、輸出入・技術取引規制における罰則の強化、第二に、輸出入規制における行政制裁等の強化、第三に、対内直接投資規制の強化を主な内容とする、外為法改正法案が審議された。その結果、同法案は2017年5月17日に成立し、2017年10月1日に施行された。

(1) 安全保障分野での輸出管理制度の概要

(ア) リスト規制

主に、ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された貨物の輸出及び技術の提供について経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

(イ) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

A. 大量破壊兵器キャッチオール規制

(1) 対象地域

ホワイト国¹を除く全地域

(2) 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

(3) 発動要件

用途・需要者に照らして、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合(客観要件)又は、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合(インフォーム要件)。

B. 通常兵器キャッチオール規制

(1) 対象地域

ホワイト国¹を除く全地域(ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制の発動要件が異なる。)

(2) 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

(3) 要件

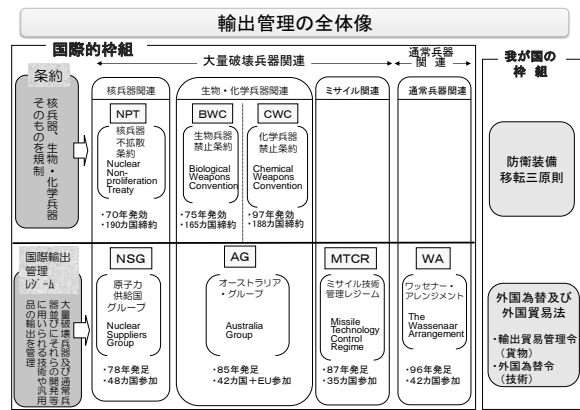
ホワイト国¹を除く全地域(国連武器禁輸国・地域を除く)については、インフォーム要件。

国連武器禁輸国・地域については、用途に照らして、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合(客観要件)又は、インフォーム要件。

1. 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国(27か国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国(アルファベット順)。

<参考1>輸出管理の全体像



<参考2>国際輸出管理レジームの概要

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリアグループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナーアレンジメント)
1. 規制対象品目	(1) 原子力薬品・技術 ①核物質 ②原子炉・附属装置 ③濃縮・原子炉燃料 ④ウラン濃縮・再処理プラント (2) 原子力関連用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器用製造設備 (2) 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器用製造設備	(1) ロケット、無人航空機 (2) ロケット無人航空機に使用される資機材・技術	(1) 武器 (2) 兵用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信装置 等
2. 発効年(日本の参加)	1978年(同年)	1985年(同年)	1987年(同年)	1996年(同年)
3. 参加国数	48カ国	42カ国+EU	35カ国	42カ国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベルギー、ブルガリア、カナダ、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

<参考3>外国ユーザーリストの公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(ウ) 包括許可制度

貨物の輸出や役務の提供に係る経済産業大臣の許可を包括的に与える制度。

(i) 一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、ホワイト国向けを限定に一定の品目の輸出を包括的に許可する制度。

(ii) 特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト

イト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(iii) 特定包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(iv) 特別返品等包括許可

日本において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する貨物(武器)又はその貨物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する貨物や技術について一括して許可する制度。

(v) 特定子会社包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(2) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG(Nuclear Suppliers Group:核兵器関連貨物及び役務)、AG(Australia Group:生物・化学兵器関連貨物及び役務)、MTCR(Missile Technology Control Regime:ミサイル関連貨物及び役務)、WA(Wassenaar Arrangement:通常兵器関連貨物及び役務)のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リスト及び規制対象役務リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行った。

(3) 防衛装備の海外移転について

防衛装備の海外移転について、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(2014年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議を行っている。

また、「防衛装備移転三原則の運用指針」により、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況について、年次報告書を作成することとなっており、2017年10月31日、3回目となる報告書(2016年度分の許可状況)を取りまとめた。個別許可は全体で1,580件であり、案件の9割以上が自衛隊の装備品の修理等のためのものである。

(4) 輸出管理アウトリーチについて

大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止し、国際社会の安全保障を確保するためには、アジア諸国が協力して厳格な輸出管理を実施することが不可欠である。このため、輸出管理制度の整備が遅れているアジア諸国に対し、制度導入に向けた支援の一環として、以下の輸出管理アウトリーチ活動を実施している。

(ア) アジア輸出管理セミナー

1992年度以降、アジア諸国の輸出管理政策担当部局を招へいし、毎年日本で開催。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。2017年度は2018年2月27日～3月1日に東京で開催し、輸出管理と経済発展、アジア各国・地域の輸出管理取組状況、輸出管理を巡る新たな課題などについて各国・地域と意見交換を行った。

(イ) 産業界向けアウトリーチセミナー・専門家派遣

アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対し輸出管理の実効性向上を図ることを目的とした輸出管理セミナーを実施。2017年度は、シンガポール、香港、台湾、マレーシアにて実施し、各国の制度導入状況に合わせ、輸出管理の必要性、違反事例や規制品目の説明、輸出管理内部規程(CP:コンプライアンス・プログラム)の導入例などの紹介を行った。加えて、フィリピンに対しては、専門家を派遣し、政府担当者への実務研修を行うなど実践的な指導等を行った。

(5) 安全保障分野での輸出管理の普及・啓発の促進

企業、大学・研究機関等に対する普及・啓発として、輸出関連企業等におけるCPの整備を通じた自主管理の支援(2018年3月末現在、約1,430社がCPを届出)を引き続き実施した。輸出関連企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2017年度は、外為法における輸出管理の執行状況を確認する立入検査を約110件、安全保障貿易管理説明会を約100回実施するとともに、中小企業等の支援実施機関の専門家に対する説明会を実施した。

また、2017年10月に大学等の特有の実態に即した管理手法等を示すべく、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス(大学・研究機関用)」を抜本的に改定すると

もに、個別大学への専門家派遣等を実施した。

2. 2. 国際条約遵守のため等を行う輸出管理

国際社会が持続可能な開発や適正な経済活動を維持するための様々な国際約束（野生動植物の保護（ワシントン条約）、特定有害廃棄物の汚染防止（バーゼル条約）、有害化学物質の適正管理（ストックホルム条約、ロッテルダム条約）、紛争ダイヤモンドの管理（キンバリープロセス）、麻薬原料物質等の管理、オゾン層破壊物質（モントリオール議定書）等）に基づく輸出規制、国内需要確保のための輸出規制（血液製剤等）、輸出急増等防止のための輸出規制（漁船）等を実施した。これら規制の対象の貨物を輸出する場合、経済産業大臣の承認を受けることが必要である。

2. 3. 輸入管理

外為法第 52 条及び輸入令の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施した。

（1）輸入割当・承認（輸入令第 9 条、第 4 条第 1 項第 1 号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。

（2）2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。

（3）2の2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。

（4）事前確認・通関時確認

（ア）事前確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。

（イ）通関時確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

2. 4. 為替管理

（1）支払等〔許可〕

外為法第 16 条第 1 項に基づく外為令第 6 条第 1 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要とする。

（2）特定資本取引〔許可〕

外為法第 24 条第 1 項に基づく外為令第 15 条第 1 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要とする。

（3）役務取引等〔許可〕

（ア）外為法第 25 条第 1 項に基づく外為令第 17 条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の外国において提供することを目的とする役務取引等が許可制とされている。

（イ）外為法 25 条第 5 項に基づく外為令第 18 条第 1 項の規定により、次の役務取引が許可制とされている。

※ 鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 外為法第 25 条第 6 項に基づく外為令第 18 条第 3 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき(※)、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

2. 5. 経済制裁

懸念国の核問題等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮、シリア等に対する経済制裁を講じた。

(1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

北朝鮮による日本人の拉致や 2006 年以降数次にわたる核実験等が行われ、また、2012 年以降重なる弾道ミサイル発射及び 2013 年及び 2016 年の核実験実施を受け、国連安保理決議や外為法第 10 条第 1 項などに基づき、以下の措置を講じた。

(ア) 資産凍結措置等

国連安保理決議第 1695 号に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に対する資産凍結措置(2006 年 9 月実施)を行っているほか、同決議第 1718 号、第 2087 号、第 2094 号、第 2270 号、第 2321 号、第 2371 号、第 2375 号及び第 2397 号に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置(2009 年 5 月実施)、同決議第 1874 号に基づく北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払等及び特定資本取引を禁止する措置(2009 年 7 月実施)を行った。

また、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置(2013 年 4 月実施)、北朝鮮向け送金を原則禁止する措置(2016 年 2 月実施)、2016 年 12 月には、資産凍結として支払の受領を禁止する措置を講じた。

(イ) 輸出入全面禁止措置

北朝鮮をめぐる諸般の事情を勘案し、経済産業省では、安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の措置として、以下の措置を行った。

- ・ 2006 年 10 月より、北朝鮮貨物の輸入全面禁止
- ・ 2006 年 11 月より、奢侈品、大量破壊兵器等関連貨物の輸出禁止
- ・ 2009 年 6 月より、輸出全面禁止

上記措置を講じたことにより、2009 年 6 月 18 日以降、北朝鮮との輸出入は人道目的等に該当する場合を除き、全面禁止となっている。

なお、輸出入全面禁止措置は北朝鮮の動静を確認するため、当該措置の延長にかかる閣議決定及び国会の事後承認が必要となっている。

(2) シリアに対する経済制裁措置

シリアをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等に対し、資産凍結等の措置を講じ(2011 年 9 月)、2012 年度には、シリア情勢が更に悪化する中で、欧州、米国諸国やアラブ連盟等の主導で行われている国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2013 年度には国連安保理決議第 2118 号に基づき、化学兵器関連物資の輸入について禁止措置を実施し、2015 年度には国連安保理決議第 2199 号に基づき、不法取得文化財の輸入について禁止措置を行った。

(3) ロシア等に対する関連措置

ウクライナをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断されるとして我が国が指定する者に対して資産凍結等の措置を講じ

(2014 年 8 月)、12 月に資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2014年度には、クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする全ての貨物に対する輸入制限措置を講じた。

(4) 南スーダンに対する経済制裁措置

国連安保理決議第 2206 号に基づき、同理事会制裁委員会により指定された南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等に対し、資産凍結等の措置(2015年9月)を講じた。

(5) テロリスト等に対する経済制裁措置

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第 1267 号、第 1333 号、第 1390 号、第 1988 号及び第 1989 号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバン関係者及びその他のテロリスト等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、2016 年度も同委員会の決定に基づき、対象者の加除を行った。

3. 輸出入手続の電子化

ITの進歩やインターネットの普及に伴って飛躍的に増加した世界の貿易量を背景に、貿易円滑化の推進が国際貿易の更なる発展にとって不可欠のものとなっている。特に、貿易手続の簡素化・効率化の中核として通関手続の電子化が世界的な趨勢となっている。

こうした中、外為法に基づき経済産業省が交付する輸出入の許可承認証等の電子ライセンス化は近年益々重要な課題となってきており、2017年10月の税関における「通関手続きに係る電子手続きの原則化」の運用開始を背景に、経済産業省の許可承認等の申請手続から税関における輸出入申告までの手続をタイムロスなく電子で行うNACCS貿易管理サブシステムの更なる利用拡大のため、輸出入者及び通関業者へのパンフレット配布、各種説明会の実施、電子申請のデモンストレーションを取り入れた個別企業訪問説明等の普及促進活動を第6次NACCS更改とともに推進した。

その結果、NACCS貿易管理サブシステムの利用登録企業数は、2016年度末の1163社から2017年度末1331社と168社増加した。また、NACCS貿易管理サブシステムの電子ライセンスによる2017年度の通関率は58.0%に達した。

4. 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(2005年4月発効)」を始めとする経済連携協定(下記参照)においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、[1]WTO協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件(原産地規則)、[2]原産品であることを証明する原産地証明書の発給・確認の手続等が規定されている。我が国において発効済みのEPAにおいて導入している原産地証明制度は、第三者証明制度(輸出国政府(又は輸出国政府が指定する発給機関)が原産地証明書(第一種特定原産地証明書)を発給する制度)、認定輸出者自己証明制度(輸出国政府による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書(第二種特定原産地証明書)を作成できる制度)及び自己証明制度(輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成できる制度)である。第三者証明制度は、これまで我が国において発効済みの全ての経済連携協定において導入されており、経済産業大臣が経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「原産地証明法」という。)に基づき指定した発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書の発給業務を実施している。2017年度の第一種特定原産地証明書の発給件数は、297,897件であった。(2015年度:234,288件、2016年度:266,693件)。認定輸出者自己証明制度については、日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAの3協定においてのみ導入されており、経済産業大臣が原産地証明法に基づき、輸出者の認定を行っている。同認定に基づき、輸出者自らが原産地証明書を作成することができる。

自己証明制度については、我が国において発効済みの経済連携協定のうち、日オーストラリアEPAにおいてのみ、導入されており、上記原産地証明法に基づく輸出者の認定を受けることなく、輸出者自らが原産地証明書を作成することができる。

2016年度に引き続き、「経済連携協定利用円滑化促進事業」の2017年度予算措置を講じ、2016年6月発効の日モンゴルEPAを含む経済連携協定に基づく原産地証明制度に関するセミナー等を開催し、同制度に関する普及啓発活動を行うとともに、輸出者等が原産地証明制度を円滑に活用できるようにするため、輸出者等からの相談に対応す

る窓口を設置した。

〈2017年度末までに発行した経済連携協定〉

- ・新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(2002年11月発効、2007年9月改正)
- ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(2005年4月発効、2012年4月改正)
- ・経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(2006年7月発効)
- ・戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(2007年9月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(2007年11月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(2008年7月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(2008年7月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(2008年12月発効)
- ・包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定(2008年12月発効)
- ・日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(2009年9月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(2009年10月発効)
- ・日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(2011年8月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(2012年3月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(2015年1月発効)
- ・経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定(2016年6月発効)

5. 貿易救済措置等

5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード

(1) 不当廉売関税(「関税定率法」第8条)

不当廉売関税制度とは、不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実があ

る場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課するものである。

2016年9月から調査を行っていた中華人民共和国産重合度ポリエチレンテレフタレートについて、2017年12月に確定措置(不当廉売関税の賦課)を発動した。また、2017年3月から調査を行っていた大韓民国・中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手について、2018年3月に確定措置(不当廉売関税の賦課)を発動した。

5. 2. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU(当時EC)とのGATT(関税と貿易に関する一般協定)28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入割当制度(IQ)を撤廃し、関税割当制度(TQ)を導入した。

また、2005年には日本、メキシコEPAに基づく関税割当制度も導入された。ただし、同EPAに基づく皮革・革靴のTQについては、協定に基づき2014年3月をもって無税となったため廃止された。

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量(関税割当数量)の範囲内での輸入に対し、低い関税率を適用するものである。当該関税割当数量は、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められている(日メキシコEPAに基づく数量については経済連携協定に定められている)。